

## 東海4県統一診療所型歯科健診

対象者	被保険者・被扶養者
実施回数	年度内1回まで（2025年4月1日～2026年3月31日）
健診費用	3,300円が無料。ただし、治療が必要となった場合は、その治療費は自己負担を含む保険診療となります。
実施場所	「東海4県歯科医師会会員の診療所」から受診したい歯科医院を選び、電話で受診の予約をする。 ※東海4県における歯科医師会 ( <a href="https://aichi8020.net/checkup-tokai/">https://aichi8020.net/checkup-tokai/</a> )
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県内の歯科医院で受診する場合     ➔ 別紙『愛知県内で受診する場合』を参照</li> <li>・愛知県以外の3県（岐阜県・三重県・静岡県）の歯科医院で受診する場合     ➔ 別紙『愛知県以外で受診する場合』を参照</li> </ul>
注意事項	<p>治療が必要な場合、受診当日に治療は可能ですが、治療費には保険診療の自己負担が発生します。詳しくは、歯科医院で説明を受けてください。</p> <p>また、歯石除去は、医療法上の治療行為になり、健診では実施できませんので、あらかじめご了承ください。</p>

健診項目	内 容
口腔診査 総合評価	歯と歯肉の状態、口腔清掃状態、歯石の付着、その他の所見(歯列咬合、粘膜、顎関節等)、口腔内状態の評価
指 導	歯科保健指導 <b>【口腔内全般の指導・ブラッシング指導】</b>



## 愛知県内で受診する場合

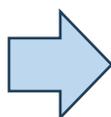
### 【受診方法】

- ・ 健診は、愛知県歯科医師会会員の診療所のみ受診可能です。
- ・ 受診される際は、事前に受診可能な歯科医院へ「東海地区石油業健康保険組合の歯科健診を受診したい」と予約をしてください。
- ・ 受診可能な歯科医院については、東海4県歯科医師会サイトでご確認ください。  
[\(https://aichi8020.net/checkup-tokai/\)](https://aichi8020.net/checkup-tokai/)
- ・ 受診当日は、資格確認のできるもの（健康保険証<sup>※1</sup>・マイナ保険証・資格確認書のいずれか）をご持参ください。
- ・ 「歯科健康診査票」は、受診する歯科医院にございますので、受診当日に歯科医院でご記入ください。
- ・ 受診後、健診結果として「歯科健康診査票」をお受け取りください。
- ・ 治療等が必要な場合、受診当日に治療は可能ですが、その治療費は保険診療の自己負担が発生します。詳しくは、歯科医院で説明を受けてください。

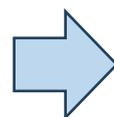
(※1：「健康保険証」は2025年12月1日まで有効です。)



事前にご自身で「東海地区石油業健康保険組合の歯科健診を受診したい」と予約をする



「マイナ保険証」などの資格確認のできるものを持参して健診を受診する



受診後、「歯科健康診査票」を受取る



### 【問い合わせ先】

東海地区石油業健康保険組合

電話番号：052-321-3110



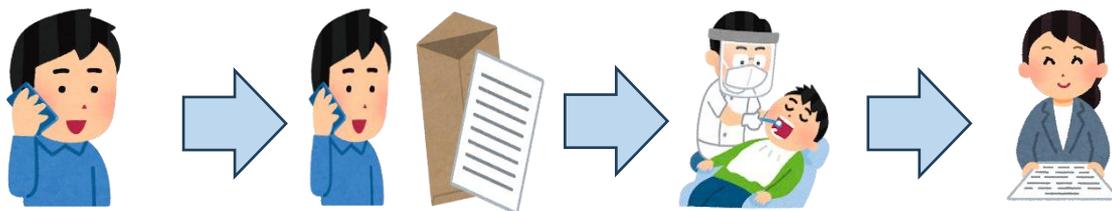
## 愛知県以外で受診する場合

### 【受診方法】

- ・ 健診は、岐阜・三重・静岡の歯科医師会会員の診療所のみ受診可能です。
- ・ 受診される際は、事前に受診可能な歯科医院へ「東海地区石油業健康保険組合の歯科健診を受診したい」と事前に予約をしてください。
- ・ 受診可能な歯科医院については、東海4県歯科医師会サイトでご確認ください。  
(<https://aichi8020.net/checkup-tokai/>)
- ・ 予約後、当健康保険組合へご連絡いただき、「受診券<sup>※1</sup>」と「歯科健康診査票」を入手し、「歯科健康診査票」の氏名・生年月日・問診等必要事項を記入してください。
- ・ 受診当日は、「受診券」と「歯科健康診査票」、及び「資格確認のできるもの（健康保険証<sup>※2</sup>・マイナ保険証・資格確認書のいずれか）」をご持参ください。
- ・ 受診後、健診結果として「歯科健康診査票」をお受け取りください。
- ・ 治療等が必要な場合、受診当日に治療は可能ですが、その治療費は保険診療の自己負担が発生します。詳しくは、歯科医院で説明を受けてください。

(※1：「診療所型歯科健診のお知らせ【受診券】」用紙です。)

(※2：「健康保険証」は2025年12月1日まで有効です。)



事前にご自身で「東海地区石油業健康保険組合の歯科健診を受診したい」と予約をする

予約後、健保組合へ連絡し「受診券」と「歯科健康診査票」を入手し、必要事項を記入

「受診券」と「歯科健康診査票」、及び「マイナ保険証などの資格確認のできるもの」を持参して健診を受診する

受診後、「歯科健康診査票」を受取る



### 【問い合わせ先】

東海地区石油業健康保険組合

電話番号：052-321-3110

